



\ご注意下さい！／

## 衆議院議員総選挙に係る「選挙のお知らせ」 の送付方法と様式等の変更について

令和8年1月23日（金）の衆議院解散により2月8日（日）に第51回衆議院議員総選挙が行われることになりました。本市での執行にあたり、従来の選挙からの変更があります。

※1点目から4点目については、1月16日（金）の報道発表資料の内容と同様です。

### 1、「選挙のお知らせ」の送付方法が変更となります

前回→有権者（投票の資格がある方）ごとの「選挙のお知らせ」（はがき状の書面）を世帯全員分まとめて封筒に封入し送付

今回→封入せず、有権者ごとに「選挙のお知らせ」郵便はがきを送付

### 2、「選挙のお知らせ」の様式が変更となります

「選挙のお知らせ」が郵便はがき形式へと変更になった影響により、体裁が大きく異なりますのでご注意ください。なお、投票所の地図情報は印刷されません。（投票所名称及び投票所住所の印字はあります。）

### 3、「選挙のお知らせ」郵便はがきのお届けが遅くなります

期日前投票は1月28日（水）から開始されますが、「選挙のお知らせ」郵便はがきを市民の皆様へお届けできるのは1月29日（木）以降となることが想定されます。

なお、「選挙のお知らせ」郵便はがきが手元になくても、期日前投票の期間及び投票日当日に、投票所で選挙資格が確認できれば投票することができますのでご安心ください。

### 4、一部の投票所が変更となります

施設工事等の影響により一部の投票所が変更となります。投票所に行く際にはご注意ください。

投票区	前回の投票所	今回の投票所
松葉第一	松葉小学校	大橋通三丁目公民館
津田	津田小学校	津田校区市民館
東田第二	東田小学校	仁連木老人福祉センター
岩田第二	豊岡中学校	豊丘高校
石巻	石巻小学校	石巻校区市民館
磯辺	保健所・保健センター	磯辺小学校
大清水	大清水小学校	大清水地域福祉センター

»裏面に続きます

**5、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により期日前投票では、1月31日まで国民審査の投票ができません**

今回の衆院選では、小選挙区、比例代表、国民審査の3種類の投票ができますが、1月28日（水）から1月31日（土）までは国民審査の期日前投票をすることはできません。2月1日（日）から2月7日（土）までは3種類とも投票することが可能です。

<b>問合先</b> 選挙管理委員会 書記長補佐 福井 新悟（電話 0532-51-2961）
---